

経営者・労務担当者必見！

令和8年10月施行

カスハラ対策義務化への対応セミナー

～従業員と会社を守るための法的義務と実務対応～

令和8年10月1日より、改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）等が施行され、これまで努力義務であった「カスタマーハラスメント（カスハラ）対策」が、すべての企業において法的義務となります。

「理不尽なクレームにどこまで耐えるべきか？」「対策を怠った場合、企業はどのようなリスクを負うのか？」本セミナーでは、施行まで残りわずかとなった今、カスタマーハラスメントから従業員を守るために、企業が必ず講じなければならない「雇用管理上の措置」の具体的な内容や就業規則の整備などを専門家が分かりやすく徹底解説します。



【講師】



てらお社会保険労務士事務所
代表 社会保険労務士
寺尾 嘉代(てらお かよ)

～プロフィール～

2010年に社会保険労務士登録後、複数の公的機関で多業種の労務相談を受け、豊富な実績を持つ。その中でも就業規則や労務関係の制度について、わかりやすさに定評がある。また2016年に設立の(株)クラージュ・コンサルティングではハラスメント外部相談窓口・研修事業・給与計算代行業務の事業を展開している。
川崎商工会議所 専門相談員。

セミナー内容

- 令和8年10月から「義務」となる具体的措置
- 正当な「苦情」と、悪質な「カスハラ」をどう見極めるか
- 従業員が一人で抱え込まないための「組織的対応」の仕組みづくり
- 就業規則への明記と社内方針の周知方法
- 相談窓口の設置と、被害を受けた従業員へのメンタルケア
- 対策不足による「安全配慮義務違反」や離職を防ぐポイント
- ケーススタディと質疑応答

■日 時： 令和8年9月17日（木）15時～16時30分

■場 所： オンライン開催（配信ソフトは『ZOOM』を利用します）

■定 員： 100名（先着順）

■参加費： 会員無料（非会員3,000円※お支払い方法は別途ご案内いたします）

■申込方法： 当所WEB サイト【<https://ws.formzu.net/fgen/S87809540/>】

または右側の二次元コード読み取りにてお申し込みください。



【注意事項】

- 申込みいただいた情報は、当所各種連絡・情報提供で利用の他、参加者名簿として講師に提供する場合があります。
- 【WEB参加に関するご留意事項】
- 本セミナー受講に必要な機器・設備・インターネット接続およびソフトウェア等は受講者の責任と費用で用意、操作するものといたします。
- インターネット環境等に関する相談、問い合わせ等については、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

【申込・お問合わせ先】 川崎商工会議所 中小企業振興部

TEL: 044-211-4114 メール: sodan@kawasaki-cci.or.jp